皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月三日ミャンマー国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

北海道労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間799円」を「１時間810円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間778円」を「１時間794円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

香川労働局長　藤永　芳樹

第４号中「１時間748円」を「１時間750円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

福岡労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間865円」を「１時間881円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

福岡労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間844円」を「１時間860円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

福岡労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間834円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

福岡労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間821円」を「１時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月５日

福岡労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間790円」を「１時間802円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月10日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都板橋区成増一丁目30番13号**株式会社サンリッツ**の富山県下新川郡入善町下上野40番地１、富山県下新川郡入善町田中40番地１株式会社サンリッツ入善工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年11月５日

富山地方法務局魚津支局

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成27年11月５日　　法　務　省

１　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成27年11月10日（火）午前８時30分から同月24日（火）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成27年11月17日（火）から同月24日（火）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

２　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　千代田区	２人	平成28年５月１日
	本局管内　渋谷区	１人	平成28年６月８日
	本局管内　中央区	１人	平成28年５月１日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市西区	１人	平成28年７月20日
	湘南支局管内　藤沢市	１人	平成28年７月７日
さいたま地方法務局	本局管内　さいたま市大宮区	１人	平成28年６月１日